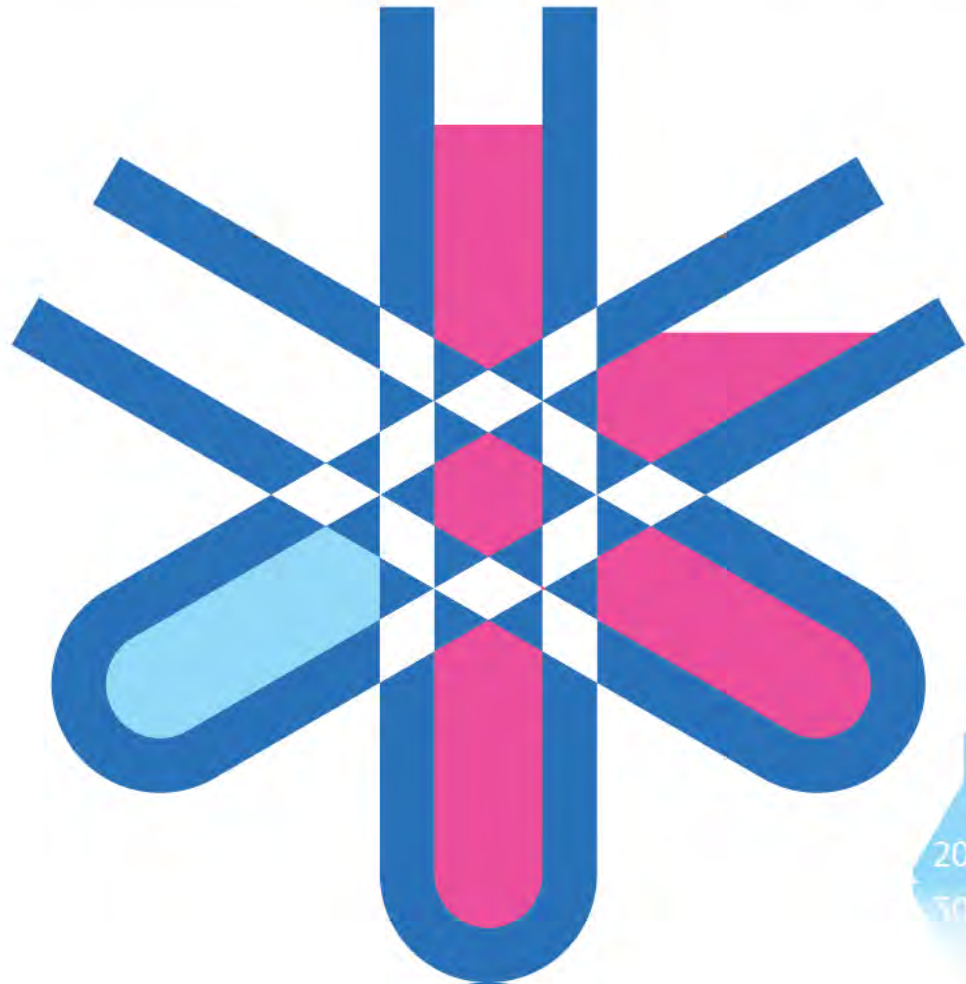


横查情報月報



横浜市衛生研究所

平成30年6月号 目次

【トピックス】

薬事検査結果(平成29年度)	1
ミネラルウォーター類の規格基準および苦情事例(平成29年度)	2
家庭用品検査結果(平成29年度)	6

【感染症発生動向調査】

横浜市感染症発生動向調査報告 5月	8
-------------------------	---

【情報提供】

衛生研究所WEBページ情報	12
---------------------	----

薬事検査結果(平成29年度)

平成29年度は健康福祉局医療安全課の依頼により、いわゆる健康食品の試買検査を実施しました。

◇ いわゆる健康食品等の検査

「ダイエット」、「痩身」等を標榜する「いわゆる健康食品」11検体について、センナ、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、エフェドリン、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン、ノルエフェドリン、甲状腺ホルモンの検査を行いました。さらに、男性を対象とした製品1検体については、メチルテストステロン、ヨヒンビン、シルデナフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、キサントアントラフィル、チオキナピペリフィルの検査も行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

また、強壮効果を標榜する「いわゆる健康食品」19検体について、メチルテストステロン、ヨヒンビン、シルデナフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、キサントアントラフィル、チオキナピペリフィルの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

〈要注意健康食品シリーズ⑭〉

～いわゆる健康食品中のセンノシド検出とその由来植物について～

平成29年度の薬事検査の結果、前述の報告どおり医薬品医療機器等法に違反する製品はありませんでしたが、全国的に見てみると、サプリメントや健康茶のような形態で販売されている、いわゆる健康食品から医薬品成分が検出される事例が報告されています^{※1}。いわゆる健康食品には、痩身や滋養強壮などを目的とした製品が多く、これらの摂取により健康被害が起きた事例や、製品中に含有してはならない生薬や、医薬品成分を含む植物片が検出された事例があります。このような事例数が多いものとして生薬センナが挙げられます。

いわゆる健康食品中にセンナの瀉下(下剤)成分センノシドが検出された場合、医薬品区分の基準^{※2}があるため、センノシドの検出に加えてその成分が由来する植物を確認しなければ法的に規制ができません。通常は顕微鏡等で形態学的にセンナの葉(葉軸も含む)を確認します。しかし近年、サプリメントや健康茶では、粉碎や加熱処理、あるいはエキスに加工された植物が含まれている場合が多いため、形態学的な確認は困難となっており、痩身用健康食品に高頻度で含まれる生薬センナの形態学的鑑別方法が検討されています^{※3}。また形態学的な手法の他、当所ではこれまでにセンナの確認が困難なサプリメントや健康茶について、センナの瀉下成分センノシドA,Bに加え、センナの特徴的な成分の含有量や含有比を指標として、センナおよびセンナと同様センノシドA,Bを含むカシミアアラタ(キャンドルブッシュ)、ダイオウとの異同識別方法を確立してきました^{※4}。しかしながら、センノシド含有の由来植物が、食品であるキャンドルブッシュだった場合は、医薬品医療機器等法で規制することができない現状です。これについては、平成26年に国民生活センターが、ニュースやインターネットを通じてキャンドルブッシュを含む健康茶についてのセンノシド含有調査および服用に際しての注意喚起を行っています^{※5}。近年では、チョコレートのような製品にもセンノシドが含まれる事例があるので、幅広く医薬品検査を進めていくとともに、食薬区分の見直し等も必要なのではないかと考えられます。

※1 厚生労働省(運営事務局:一般社団法人 偽造医薬品等情報センター)。あやしいヤクブツ連絡ネット。
<https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp/>

※2 薬事監視研究会監修。医薬品の範囲基準ガイドブック 第5版。じほう, 2008;70。(ISBN 978-4-8407-3796-8)

※3 Tokumoto H, Shimomura H, Iida O, Hakamatsuka T, Goda Y. Morphological discrimination of powdered senna stem and powdered senna leaf rachis. The Japanese journal of pharmacognosy 2011; 65(2): 114-128.

※4 Takahashi M, Sakurai K, Fujii H, Saito K. Identification of Indicator Components for Discrimination of Cassia Plants in Health Teas and Development of Analytical Method for the Components. Journal of AOAC INTERNATIONAL 2014; 97(4): 1195-1201.

※5 独立行政法人 国民生活センター。キャンドルブッシュを含む健康茶 一下剤成分(センノシド)を含むため過剰摂取に注意。 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140123_1.html

ミネラルウォーター類の規格基準および苦情事例(平成29年度)

ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう)については、クロロホルムや臭素酸が基準値を超えて検出されて回収された事例が報道されており、当所でも異臭に関する相談を受けました。ミネラルウォーター類の規格基準は平成26年12月に改正され、その際に水道法水質基準や検査法告示が参考にされました。ミネラルウォーター類は地下水を水源とする製品が多く、ここでは同様に地下水を水源とする専用水道の浄水処理方法と比較し、水質基準などの相違点を紹介します(表1、2)。また、平成29年度に行ったミネラルウォーター類の異味・異臭事例を報告します。

1 ミネラルウォーター類の浄水処理方法と地下水を水源とする専用水道の相違点

ミネラルウォーター類と呼ばれる水のみを原料とする容器詰めされた飲料水は食品衛生法の規制を受け、4種類(ボトルドウォーター、ミネラルウォーター、ナチュラルウォーター、ナチュラルミネラルウォーター)に分類されます。水源についてみると、ボトルドウォーターは水道水・蒸留水・純水・海洋深層水・河川水などを水源としているのに対して、ミネラルウォーター、ナチュラルウォーター、ナチュラルミネラルウォーターは地下水を水源としています。このうちナチュラルウォーター、ナチュラルミネラルウォーターは自然・天然と表示でき、天然の二酸化炭素が溶解している製品もあります。浄水処理については、ナチュラルウォーターとナチュラルミネラルウォーターは沈殿・ろ過・加熱殺菌以外の物理的・化学的処理を行わないものとされています。ヨーロッパ産のナチュラルミネラルウォーター製品は無殺菌・無除菌が原則です。殺菌・除菌有とは加熱殺菌・オゾン殺菌・紫外線殺菌・フィルター除菌の4つを指します。ボトルドウォーターとミネラルウォーターの中には複数の水源を混合したり、カルシウム添加や二酸化炭素注入など成分調整されている製品があります。品質表示では名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・採水地(原産国)・製造者が表示されていますが、殺菌方法など浄水処理方法は明らかにされていません。

一方、横浜市内の地下水を水源とする専用水道では地下水を揚水し浄水処理して前塩素-砂ろ過-塩素消毒などを施し、さらに、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物の混入対策として膜ろ過または紫外線殺菌した後、水道水として給水し、給水栓(蛇口)で残留塩素濃度が保持されています。

2 食品衛生法規格基準および水道法水質基準の相違点

食品衛生法ではミネラルウォーター類に関して検査回数に関する規定がなく、ミネラルウォーター類の成分規格基準値は水道法水質基準値と比べて鉛、ヒ素、フッ素、ホウ素(ホウ酸)、マンガン、亜鉛では高く、1,4-ジオキサン、トリクロロエチレンでは低く規定されています。規格基準項目数はミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)では39項目、(殺菌・除菌無)では14項目です。これは、水道法で水質基準が設定されているアルミニウム、鉄、ナトリウム、塩化物イオン、硬度など常に含まれている成分や亜硝酸態窒素・ハロ酢酸類・フェノール類・界面活性剤・かび臭物質などについて規格基準が設定されていないためです。名称をボトルドウォーターとせず炭酸飲料と表示している製品の中には水道水に二酸化炭素を圧入する方法で製造された製品があり、原材料名が水、炭酸(二酸化炭素)と表示されます。この製品は「ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水」に該当し、規格基準項目数は2項目(ヒ素、鉛)になります。

水道法では水道水に関して、色・濁り・残留塩素濃度の検査を1回/日以上行うこととされ、水質基準51項目(健康に関する31項目と水道水が有すべき性状に関する20項目)の検査は1回/月が義務づけられています。水道水の水源である地下水原水に関しても39項目の基準が定められ、1回/年の検査で原水の汚染や水質変動を見極め浄水処理工程の見直し等を行うことになっています。

3 ミネラルウォーター類の異味・異臭事例

平成29年度はナチュラルミネラルウォーター(国産)の異味・異臭に関する相談が2例ありました。1例目は苦情品(薬品臭を認めた)と対照品について各42項目の検査を行いました。2例目はウォーターサーバーを

介した苦情品2種と対照品について各16項目の検査を行いましたがいずれも原因の特定には至りませんでした。

水道用に使用する資機材・薬品は浸出試験などの基準に適合した製品を使用することが求められています。ミネラルウォーター類に使用するウォーターサーバーなどもメンテナンス等に留意して使用されることが望まれます。

ボトルドウォーターには製造時に次亜塩素酸Naなどによる浄水処理が施されている製品があり、次亜塩素酸Naの不純物である臭素酸や消毒副生成物などが基準超過するおそれがあります。ミネラルウォーター類はナトリウム、塩化物イオン、硬度などが水道水よりも高濃度含まれている製品があることから、今後はミネラルウォーター類の水質に則した検査法の標準実施作業書の整備や妥当性評価を行っていきます。

表1 ミネラルウォーター類および地下水を水源とする専用水道の所管法令および浄水処理方法

名称	ミネラルウォーター類				自己水源型専用水道水
	ボトルドウォーター	ミネラルウォーター	ナチュラルウォーター	ナチュラルミネラルウォーター	
法令	食品衛生法				水道法
	殺菌・除菌有			殺菌・除菌無	
水源	水道水 蒸留水・純水 海洋深層水 河川表流水 湖沼水・氷雪	地下水	地下水(単独)	地下水(単独) (地層中の無機塩類が溶解・天然の二酸化炭素が溶解)	地下水
水源地(産地)	国内			ヨーロッパなど	横浜市内
水源立地規定	規定なし			周辺地域も環境保護区	周囲 1km 内の汚染源(廃棄物処分場・畜舎・農地など)調査
浄水処理方法					
前塩素注入	○			×	○
凝集剤注入・凝集	○			×	○
沈殿		○		×	○
ろ過		○		×	○
加熱殺菌	中心部の温度を85℃で30分			×	×
オゾン殺菌		○		×	○
紫外線殺菌		○		×	○
膜ろ過 フィルターろ過	フィルター孔径0.45μm以下			×	限外・逆浸透・イオン交換・精密ろ過
後塩素注入	○			×	○
曝気		○		×	×
ミネラル調整 (添加・除去)	塩化Ca・炭酸水素Na添加など			×	×
複数水源 混合	○	ナチュラルミネラルウォーターを複数混合		×	水道水と地下水 地下水と地下水
二酸化炭素圧入		○		×	×
脱気		○		×	×
原材料名	水(水道水)など	鉱水・鉱泉水・湧水・温泉水・浅井戸水・深井戸水・伏流水			—
水質基準 または成分規格	一般規格4項目(混濁、沈殿物または固形の異物、スズ、大腸菌群)				外観(色調、濁り、浮遊物、沈殿物、泡立ち等)・消毒の残留効果
	39項目			14項目	
検査回数	規定なし				1回/日または1回/月

表2 水道法水質基準と食品衛生法規格基準(平成30年5月現在)

水道水質基準 (51項目) 検査基準値 (抜粋)		食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格 ミネラルウォーター類	
		殺菌又は除菌を行わない もの (14項目)	殺菌又は除菌を行うもの (39項目)
03	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003mg/L以下であること	カドミウム 0.003mg/L以下であること
04	水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005mg/L 以下であること	水銀 0.0005mg/L以下であること
05	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/L以下 であること	セレン 0.01mg/L以下であること
06	鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01mg/L 以下 であること	鉛 0.05mg/L以下であること
07	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01mg/L 以下 であること	ヒ素 0.05mg/L以下であること
08	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.05mg/L以下であること	六価クロム 0.05mg/L以下であること
09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること	—
10	シアン化物イオン及び塩化 シアン	シアンの量に関して 0.01mg/L 以下であること	シアン(シアンイオン及び塩化シアン) 0.01mg/L以下であること
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態 窒素	10mg/L以下であること	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/L以下であること
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して 0.8mg/L 以下 であること	フッ素 2mg/L以下であること
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して 1.0mg/L 以下 であること	ホウ酸として30mg/L以下であること
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること	— 0.002mg/L以下であること
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること	— 0.04mg/L以下であること
16	シス及びトランス-1,2-ジクロ ロエチレン	0.04mg/L以下であること	— シス体とトランス体の和として 0.04mg/L以下であること
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること	— 0.02mg/L以下であること
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること	— 0.01mg/L以下であること
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること	— 0.004mg/L以下であること
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること	— 0.01mg/L以下であること
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること	— 0.6mg/L以下であること
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること	—
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること	— 0.06mg/L以下であること
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること	—
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること	— 0.1mg/L以下であること
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること	— 0.01mg/L以下であること
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること	— 0.1mg/L以下であること
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること	—
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること	— 0.03mg/L以下であること
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること	— 0.09mg/L以下であること
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること	— 0.08mg/L以下であること
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0mg/L 以下 であること	亜鉛 5mg/L以下であること
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2mg/L以下であること	—

水道水質基準 (51項目) 検査基準値 (抜粋)			食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格 ミネラルウォーター類	
			殺菌又は除菌を行わない もの (14項目)	殺菌又は除菌を行うもの (39項目)
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/L以下であること	—	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/L以下であること	銅 1mg/L以下であること	
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/L以下であること	—	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/L以下であること	マンガン 2mg/L以下であること	
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること	—	
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下であること	—	
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること	—	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること	—	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること	—	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること	—	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること	—	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/L以下であること	—	
46	有機物(全有機炭素(TOC) の量)	3mg/L以下であること	—	有機物(全有機炭素)3mg/L 以下であること
47	pH値	5.8以上8.6以下であること	—	
48	味	異常でないこと	—	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと	—	異常でないこと
50	色度	5度以下であること	—	5度以下であること
51	濁度	2度以下であること	—	2度以下であること

水質管理目標設定項目 目標値			食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格 ミネラルウォーター類	
			殺菌又は除菌を行わない もの (14項目)	殺菌又は除菌を行うもの (39項目)
05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.004mg/L以下であること
08	トルエン	0.4mg/L以下	—	0.4mg/L以下であること
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	—	0.6mg/L以下であること
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	—	0.01mg/L以下であること
16	残留塩素(遊離)	1mg/L以下	—	残留塩素 3mg/L以下であること
16	残留塩素(結合)			

要検討項目 目標値			食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格 ミネラルウォーター類	
			殺菌又は除菌を行わない もの (14項目)	殺菌又は除菌を行うもの (39項目)
02	バリウム及びその化合物	0.7mg/L以下	バリウム 1mg/L以下であること	

【 理化学検査研究課 環境化学担当 】

家庭用品検査結果(平成29年度)

家庭用品とは、衣料品や洗剤など私たちが日常生活で使用している生活用品のことをいいます。乳幼児(生後24か月以下)用の繊維製品(よだれ掛けなど)、乳幼児用以外の繊維製品(手袋、くつ下、えり飾りなど)および家庭用化学製品(家庭用接着剤、塗料、エアゾル製品、洗剤など)について、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(家庭用品規制法)に基づき検査を行っています。

平成29年度に規制基準に関する検査で取り扱った検体数は61件、延べ検査項目数は379件でした。検査の結果、規制基準を超えた検体はありませんでした(表1)。参考に、規制基準を示しました(表2)。

表1 平成29年度 家庭用品検査検体内訳および検査結果

	検体数	違反検体数	検査項目数	検査項目内訳													
				ホルムアルデヒド ^{*1}	ホルムアルデヒド ^{*2}	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	デイルドリン	DTTB ^{*3}	水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	アゾ化合物 ^{*4}	容器試験	
														漏水試験	落下試験	耐酸性・アルカリ性試験	圧縮変形試験
繊維製品																	
よだれ掛け	9	0	9	9													
中衣	12	0	37	11				1	1				24				
外衣	5	0	52	4									48				
下着	2	0	2	2													
くつ下	14	0	60	12									48				
おしめカバー	3	0	12	3	3	3	3										
帽子	2	0	123	1				1	1				120				
タオル	1	0	24										24				
えり飾り	1	0	24										24				
家庭用化学製品																	
家庭用洗剤	2	0	10							2				2	2	2	2
家庭用エアゾル製品	2	0	6								2	2	2				
くつ墨	1	0	3			1	1	1									
家庭用塗料	2	0	6			2	2	2									
家庭用接着剤	3	0	9			3	3	3									
つけまつげ用接着剤	2	0	2	2													
合計	61	0	379	42	2	9	9	9	2	2	2	2	2	2	2	2	2

表2 家庭用品検査項目および規制基準

検査項目	用途	検査対象	規制基準	主な健康被害
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	乳幼児(生後24か月以下)用繊維製品	吸光度差が0.05以下 または16 µg/g以下	粘膜刺激、 皮膚アレルギー
		乳幼児用以外の繊維製品、 つけまつげ等用接着剤	75 µg/g以下	
有機水銀化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、 くつクリーム、ワックス、 繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと	中枢神経障害、 皮膚障害
トリフェニル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、 くつクリーム、ワックス、 繊維製品、家庭用接着剤	錫として1 µg/g以下	経皮・経口毒性、 皮膚刺激性
トリブチル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、 くつクリーム、ワックス、 繊維製品、家庭用接着剤	錫として1 µg/g以下	経皮・経口毒性、 皮膚刺激性
ディルドリン	防虫加工剤	繊維製品	30 µg/g以下	肝機能障害、 中枢神経障害
DTTB* ³	防虫加工剤	繊維製品	30 µg/g以下	肝臓障害、 生殖機能障害
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	洗浄剤	家庭用洗浄剤	アルカリの量として 5%以下	皮膚障害、 粘膜の炎症
メタノール	溶剤	家庭用エアゾル製品	5%以下	視神経障害
テトラクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、 家庭用洗浄剤	0.1%以下	肝障害、腎障害、 中枢神経障害
トリクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、 家庭用洗浄剤	0.1%以下	肝障害、腎障害、 中枢神経障害、 皮膚障害
アゾ化合物* ⁴	染料	繊維製品、革製品	特定芳香族アミンとして 30 µg/g以下	発がん性
容器試験		住宅用・家庭用洗浄剤	各試験(漏水、落下、耐酸性・耐アルカリ性、圧縮変形)による容器強度を有すること	

*¹ 生後24か月以下

*² 生後24か月以下を除く

*³ DTTB:4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール

*⁴ アゾ化合物とは、アゾ基(R-N=N-R')を持つ有機化合物の総称であり、色素等として様々な製品に幅広く使用されています。しかし、一部のアゾ化合物は人の皮膚の細菌および人体内の酵素により還元され、発がん性を有する芳香族第一級アミンを生成します。新設された基準は、これらの発がん性を有するもしくは疑われている芳香族第一級アミン(24種類の「特定芳香族アミン」)を容易に生成するアゾ化合物を規制しています。規制の対象項目は「アゾ化合物」ですが、試験方法はアゾ化合物自体を測定するのではなく、還元した時に生ずる24種類の「特定芳香族アミン」を測定する方法となっています。

【 理化学検査研究課 薬事・家庭用品担当 】

横浜市感染症発生動向調査報告 5月

《今月のトピックス》

- 性的接触によるA型肝炎の報告が多い状態が続いています。
- 咽頭結膜熱の報告が増加傾向にあります。
- 伝染性紅斑、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の報告が多い状態が続いています。

◇ 全数把握の対象

〈5月期に報告された全数把握疾患〉

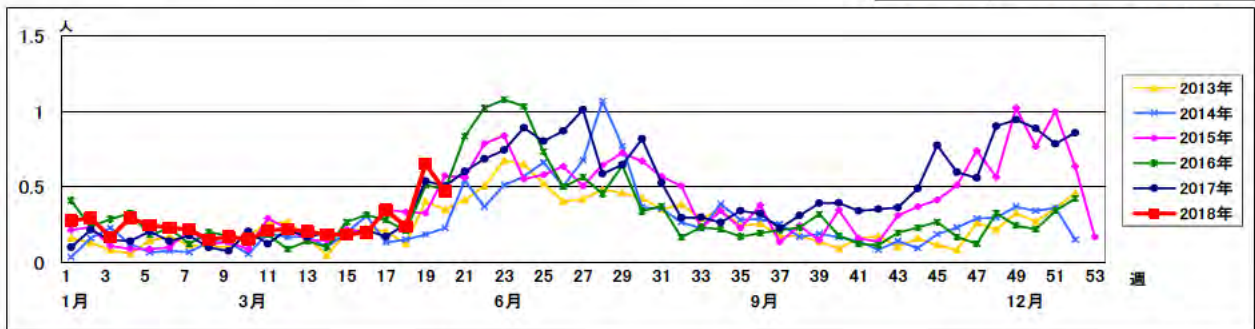
腸管出血性大腸菌感染症	8件	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2件
E型肝炎	1件	後天性免疫不全症候群(HIV感染症含む)	4件
A型肝炎	7件	ジアルジア症	1件
レジオネラ症	2件	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2件
アメーバ赤痢	2件	侵襲性肺炎球菌感染症	10件
ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	2件	水痘(入院例に限る)	6件
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	4件	梅毒	13件
急性弛緩性麻痺	1件	百日咳	4件
急性脳炎	1件	—	—

- 腸管出血性大腸菌感染症：O157の報告が5件、O111の報告が2件、O26の報告が1件ありました。O157の2件、O111の2件は同一集団での報告です。
- E型肝炎：国内での報告が1件あり、感染経路不明でした。
- A型肝炎：同性間の性的接触が5件(いずれも国内)、同性間および異性間の性的接触が1件(台湾)、感染経路等不明が1件でした。
- レジオネラ症：肺炎型の報告が2件あり、感染経路等不明です。
- アメーバ赤痢：異性間の性的接触が2件(腸管アメーバ症1件、腸管外アメーバ症1件)でした。
- ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)：性的接触によるB型肝炎の報告が2件(同性間が1件、異性間が1件)ありました。
- カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症：4件の報告があり、感染経路等不明でした。
- 急性弛緩性麻痺：10歳代のポリオ含有ワクチン接種歴2回の報告が1件ありました。感染経路等不明です。
- 急性脳炎：幼児の報告が1件あり、病原体は不明です。
- 劇症型溶血性レンサ球菌感染症：A群とG群の報告が1件ずつあり、感染経路等不明でした。
- 後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む)：AIDSの報告が1件、無症状病原体保有者の報告が2件、その他の報告が1件あり、いずれも男性で、性的接触(異性間3件、同性間1件)による感染でした。
- ジアルジア症：国内での同性間の性的接触による報告が1件ありました。
- 侵襲性インフルエンザ菌感染症：30歳代および80歳代の報告が1件ずつありました。
- 侵襲性肺炎球菌感染症：10歳未満で4件(いずれもワクチン接種歴4回)、60歳以上で6件(ワクチン接種歴あり1件、なし1件、不明4件)の報告がありました。
- 水痘(入院例に限る)：検査診断例が3件(20歳代、60歳代、70歳代1件ずつ)、臨床診断例が3件(30歳代1件、40歳代2件)です。
- 梅毒：13件の報告(無症状病原体保有者3件、早期顕症梅毒Ⅰ期7件、早期顕症梅毒Ⅱ期3件)がありました。10件は国内での感染、1件はドイツでの感染で、2件は感染地域不明です。男性9件、女性4件でした。感染経路は、異性間の性的接触が9件、同性間の性的接触が2件、詳細不詳の性的接触が2件です。
- 百日咳：新生児が1件、幼児、30歳代の報告が1件ずつ(いずれもワクチン接種歴4回)、60歳代の報告が1件(ワクチン接種歴不明)ありました。

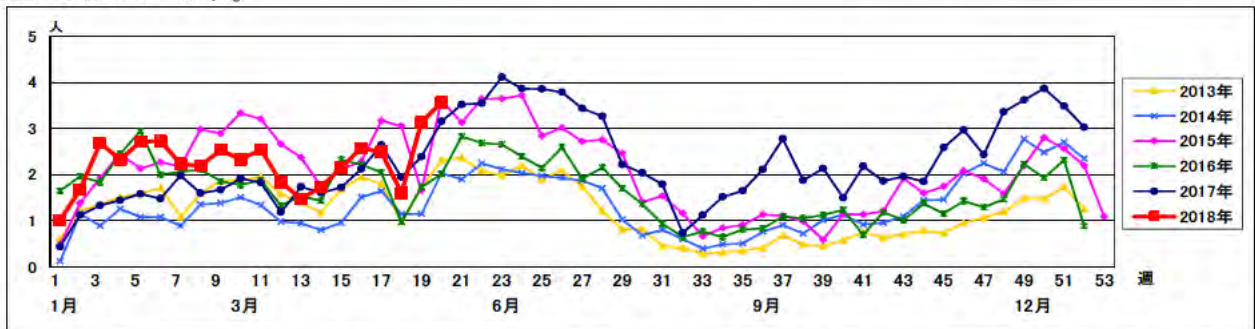
◇ 定点把握の対象

報告週対応表	
第17週	4月23日～4月29日
第18週	4月30日～5月6日
第19週	5月7日～5月13日
第20週	5月14日～5月20日

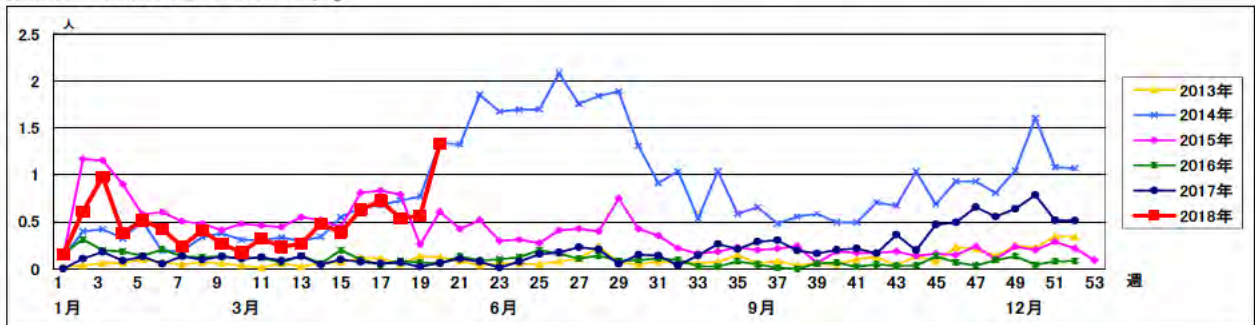
1 咽頭結膜熱：第19週に定点あたり0.65に増加しました。今後、夏季に向けてさらに増加するものと思われます。第20週では定点あたり0.47となっています。



2 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎：2017年から例年と比べて高値で推移しています。第20週では定点あたり3.56となっています。



3 伝染性紅斑：2017年第45週頃より増加傾向となり、例年と比べて高値で推移しています。第20週では定点あたり1.33となっています。



4 性感染症(4月)

性器クラミジア感染症	男性:17件	女性:19件	性器ヘルペスウイルス感染症	男性:6件	女性:14件
尖圭コンジローマ	男性:6件	女性:2件	淋菌感染症	男性:5件	女性:4件

5 基幹定点週報

	第17週	第18週	第19週	第20週
細菌性髄膜炎	0.00	0.00	0.00	0.00
無菌性髄膜炎	0.00	0.00	0.00	0.00
マイコプラズマ肺炎	0.00	0.00	0.00	0.50
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0.00	0.00	0.00	0.00
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	1.25	0.00	0.00	0.50

6 基幹定点月報(4月)

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	3件	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0件
薬剤耐性緑膿菌感染症	0件	—	—

◇ 病原体定点からの情報

市内の病原体定点は、小児科定点:8か所、インフルエンザ(内科)定点:4か所、眼科定点:1か所、基幹(病院)定点:4か所の計17か所を設定しています。

検体採取は、小児科定点とインフルエンザ定点では定期的に行っており、小児科定点は8か所を2グループに分けて毎週1グループで実施しています。

眼科と基幹定点では、検体採取は対象疾患の患者から検体を採取できたときのみ行っています。

〈ウイルス検査〉

5月に病原体定点から搬入された検体は、小児科定点41件、内科定点14件、眼科定点2件、基幹定点11件で、定点外医療機関から搬入された検体は18件でした。

6月7日現在、ウイルス分離6株と各種ウイルス遺伝子17件が検出されています。

表 感染症発生動向調査におけるウイルス検査結果(5月)

分離・検出ウイルス	主な臨床症状	上 気 道 炎	下 気 道 炎	イン フル エン ザ *1	ア デ ノ 感 染 症 *2	胃 腸 炎	手 足 口 病 *1	発 熱
インフルエンザ AH3型				4 3				
アデノ 1型		1			1			
アデノ 型未同定		1			1			1
パラインフルエンザ 3型			1					
ヒトボカ			1			1		
ヒトメタニューモ			1					
ライノ		1	1					
エンテロ 71型							1	
ノロ						1		
ロタ						2		
アストロ						1		
合計		1 2	4 4	4 3	1 1	5	1	1

上段:ウイルス分離数/下段:遺伝子検出数

*1:疑いを含む、*2:咽頭結膜熱を含む

【 微生物検査研究課 ウイルス担当 】

〈細菌検査〉

「菌株同定」の主な依頼は、基幹定点からカルバペネム耐性腸内細菌科細菌が12件、肺炎球菌、大腸菌毒素産生能の検査が各3件となっており、非定点からは、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌が2件ありました。保健所からは、腸管出血性大腸菌5件、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌が4件、肺炎球菌、劇症型溶血性レンサ球菌、インフルエンザ菌が各2件となっています。

「分離同定」の検査は、基幹定点からレプトスピラ、ツツガムシ群、紅斑熱群が1件、保健所からは、レジオネラ菌の依頼がありましたがいずれも不検出でした。

「小児科サーベイランス」ではA群溶血性レンサ球菌が7件検出しました。

表 感染症発生動向調査における細菌検査結果(5月)

菌株同定	項目	検体数	血清型等	
医療機関	腸管出血性大腸菌	1	O157:H- VT2	
	腸管毒素原性大腸菌	1	O06:H- LT,ST	
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌	12	<i>Enterobacter aerogenes</i> 、 <i>Enterobacter cloacae</i> 、 <i>Citrobacter freundii</i> 、 <i>Klebsiella oxytoca</i> 、 <i>Klebsiella pneumoniae</i> 、 <i>Escherichia coli</i>	
	劇症型溶血性レンサ球菌	1	G群	
	肺炎球菌	3	<i>Streptococcus pneumoniae</i> 1型、15B型、22F型	
	大腸菌毒素産生能	3	<i>Escherichia coli</i> O25、O6、O15 毒素産生能無し	
	コレラ菌	1	<i>Vibrio cholerae</i> nonO1&O139 CT- (NAGビブリオ)	
	PFGE	1	<i>Clostridium difficile</i>	
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌	2	<i>Enterobacter aerogenes</i> 、 <i>Enterobacter cloacae</i>	
	非結核性抗酸菌	1	<i>Mycobacterium abscessus</i> subsp. <i>massiliense</i>	
保健所	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌	4	<i>Enterobacter aerogenes</i> 、 <i>Enterobacter cloacae</i> 、 <i>Serratia marcescens</i>	
	腸管出血性大腸菌	5	O111:H- VT1、O157:H- VT1VT2、 O157:H7 VT2	
	インフルエンザ菌	2	<i>Haemophilus influenzae</i> 型別不能	
	肺炎球菌	2	<i>Streptococcus pneumoniae</i> 7F型、型別不能	
	劇症型溶血性レンサ球菌	2	A群T9、G群	
分離同定	項目	材料	検体数	同定、血清型等
医療機関	レプトスピラ、ツツガムシ病リケッチア、 紅斑熱群リケッチア	血液	1	不検出
		尿	1	不検出
	ボレリア	血漿	1	不検出
		髄液	1	不検出
保健所	レジオネラ属菌	喀痰	1	不検出
小児科サーベイランス	項目	検体数	同定、血清型等	
小児科定点	A群溶血性レンサ球菌	7	T1型、T4型、TB3264型、型別不能	

【 微生物検査研究課 細菌担当 】

衛生研究所WEBページ情報

横浜市衛生研究所ホームページ(衛生研究所WEBページ)は、平成10年3月に開設され、感染症情報、保健情報、食品衛生情報、生活環境衛生情報等を提供しています。

今回は、平成30年5月のアクセス件数、アクセス順位、電子メールによる問い合わせ、WEB追加・更新記事について報告します。

なお、アクセス件数については市民局広報課から提供されたデータを基に集計しました。

1 利用状況

(1) アクセス件数

平成30年5月の総アクセス数は、172,040件でした。前月に比べ約36%増加しました。主な内訳は、横浜市感染症情報センター*170.2%、保健情報9.5%、検査情報月報6.7%、食品衛生2.4%、生活環境衛生1.7%、薬事0.7%でした。

*1 横浜市では、衛生研究所感染症・疫学情報課内に横浜市感染症情報センターを設置しており、横浜市内における患者情報及び病原体情報を収集・分析し、これらを速やかに提供・公開しています。

(2) アクセス順位

5月のアクセス順位(表1)を見ると、感染症に関する項目が、大半を占めています。

1位は「大麻(マリファナ)について」、2位は「横浜市感染症情報センタートップページ」、3位は電子パンフレット「疥癬(かいせん)ってなあに？」でした。10位の「ぎょう虫(蟯虫)症について」は、学校等の行事が始まるこの時期に、アクセス数の増加が見られます。

表1 平成30年5月 アクセス順位

順位	タイトル	件数
1	大麻(マリファナ)について	9,164
2	横浜市感染症情報センタートップページ	5,296
3	電子パンフレット「疥癬(かいせん)ってなあに？」	5,173
4	B群レンサ球菌(GBS)感染症について	4,754
5	麻疹(はしか)について	4,472
6	クロストリジウム-ディフィシル感染症について	4,293
7	EBウイルスと伝染性単核症について	4,083
8	水痘(水疱瘡)・带状疱疹について	4,036
9	衛生研究所トップページ	3,191
10	ぎょう虫(蟯虫)症について	2,947

データ提供: 市民局広報課

「大麻(マリファナ)について」に関連する情報

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/health-inf/info/marijuana.html>

「横浜市感染症情報センタートップページ」に関連する情報

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/>

電子パンフレット「疥癬(かいせん)ってなあに？」に関連する情報

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/punf/pdf/kaisen.pdf>

(3) 電子メールによる問い合わせ

平成30年5月の問い合わせは、3件でした(表2)。

表2 平成30年5月 電子メールによる問い合わせ

内容	件数	回答部署
麻疹の予防接種について	1	健康福祉局健康安全課
熱中症予防対策のデータ提供について	1	感染症・疫学情報課
マダニの写真使用許可について	1	微生物検査研究課

2 追加・更新記事

平成30年5月に追加・更新した主な記事は、7件でした(表3)。

表3 平成30年5月 追加・更新記事

掲載月日	内容	備考
5月 2日	感染症に気をつけよう(5月号)	掲載
5月 9日	黄熱について	更新
5月16日	協会けんぽ神奈川支部加入者(横浜市在住)の保健指導効果の継続性(平成25年度～平成27年度)について	掲載
5月16日	ブラジルのこどもの定期予防接種について	更新
5月24日	アンゴラ共和国のこどもの定期予防接種について	掲載
5月30日	2018年度蚊媒介感染症サーベイランス結果【速報版】	掲載
5月31日	感染症に気をつけよう(6月号)	掲載

【 感染症・疫学情報課 】